

# DISCUSSION PAPER SERIES

障害者優先調達推進法に関する一考察  
—米国およびEUとの比較を基に—

岸 道雄

2026年3月

RPSPP Discussion Paper No.62

*RPSPP*

RITSUMEIKAN : POLICY SCIENCE & PUBLIC POLICY

Policy Science Association  
Ritsumeikan University  
2-150 Iwakura-cho, Ibaraki,  
Osaka 567-8570 Japan

# 障害者優先調達推進法に関する一考察 —米国およびEUとの比較を基に—

立命館大学 政策科学部  
教授 岸 道雄

## <要旨>

日本の障害者優先調達推進法は、国（各省庁、独立行政法人）と地方自治体（都道府県、市町村、地方独立法人）に毎年度、優先調達方針の策定・公表、優先調達実績の公表を行うことを定めているが、優先調達は努力義務である。また、優先調達は国、地方自治体による障害者就労施設等からの物品・役務の直接購入となっている。米国、EUにおける障害者優先調達の仕組みと事例から得られる示唆に基づき、日本の障害者優先調達をさらに増加させる施策が求められる。

## <キーワード>

障害者優先調達推進法、公共調達、EU、アビリティワン、テキサス州

## 1. はじめに

2013年4月1日から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」、いわゆる障害者優先調達推進法が施行されてから2026年3月で13年となる。障害者優先調達推進法は国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的としている<sup>1</sup>。自立に資するということは、当然、障害者の収入向上につながることも重要である。しかしながら、たとえば、就労系障害福祉サービスの1つである就労継続支援B型事業所における月額平均工賃は2024年度実績24,141円である<sup>2</sup>。前年度比104.7%となったものの、依然として自立した生活を送るには非常に低い金額である。

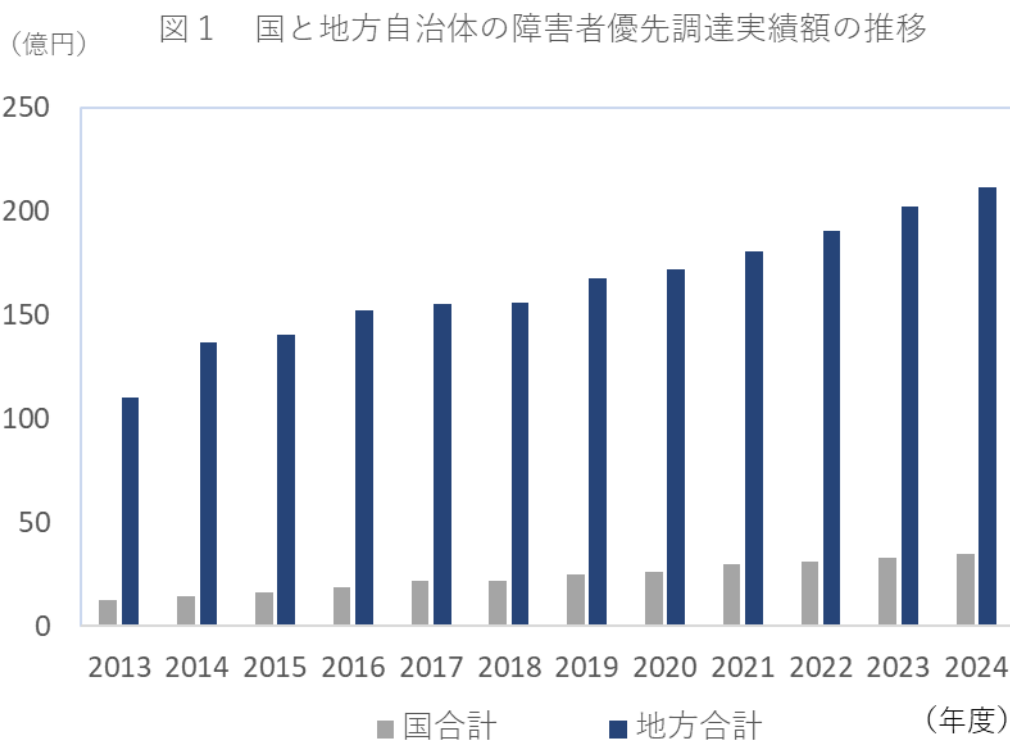
こうしたことを踏まえ、本稿は、障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資するという観点から、障害者優先調達の現状と課題を確認し、米国とEUの同様の取り組みから得られる示唆を踏まえ、日本における障害者優先調達に関してさらなる拡大と改善に向けて考察と提言を行う。

## 2. 現状と課題

障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立

を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された<sup>3</sup>。障害者優先調達推進法の第3条から第9条までは、国等の責務及び調達の推進に関して定められており、地方公共団体・地方独立行政法人に関しては、第4条において障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務、第9条において調達方針の策定と公表、調達方針に即した調達の実施および、調達実績の取りまとめ・公表について示されている<sup>4</sup>。

図1によると、障害者優先調達実績に関して、国合計（各省庁と独立行政法人）は、障害者優先調達推進法が施行された2013年度に約12億5,000万円だったが、2024年度には約38億1,000万円とおおよそ3倍となった。地方合計（都道府県、市町村、地方独立法人）は、2013年度に約110億5,000万円だったが、2024年度には約211億6,000万円と1.9倍に増加した。これらの実績額の推移をみると、国、地方自治体ともに障害者優先調達は順調に推進されているように考えられるが、障害者優先調達推進法の目的である「障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する」といった点からみると必ずしも「順調」とは言い難い。



（出所）厚生労働省「調達実績の合計(国、独立行政法人、都道府県、市町村、地方独立行政法人)」2013-2024年度に基づき筆者作成

厚生労働省によると、2025年において日本の障害者総数は約1,165万人、このうち企業

等に雇用されている障害者数は約 70.5 万人で全体のわずか約 6.1%である。また、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型の障害福祉サービス利用者の合計は約 51 万人で、全体の約 4.4%に過ぎない<sup>5</sup>。また、雇用契約を結ばない就労継続支援 B 型事業所を利用している障害者の月額平均工賃は 2024 年度実績 24,141 円<sup>6</sup>と経済的自立には非常に困難な金額であり、国、地方自治体等の政府、公的機関のみでなく、民需による障害者就労施設等からの優先調達拡大も必要かつ課題ではあるが、国、地方自治体において障害者優先調達をさらに推進させるための工夫と新たな施策が重要と考えられる。

### 3. 米国の障害者優先調達の特徴ーアビリティワン・プログラムとテキサス州の WorksWonders プログラムー

岸（2020）においてアビリティワン・プログラム、岸（2023）においてテキサス州政府による WorksWonders プログラムを調査分析し、米国の障害者優先調達の取り組みの実態について示した<sup>7</sup>。

アビリティワン・プログラムは米国連邦政府、WorksWonders プログラムはテキサス州政府といった政府レベルの違いはあるものの<sup>8</sup>、障害者がつくる物品や提供するサービスを政府が購入するという意味で日本の障害者優先調達推進法と類似したプログラムである。

#### 3.1 アビリティワン・プログラム (U. S. AbilityOne Program)

米国連邦政府のアビリティワン・プログラム (U. S. AbilityOne Program) の詳細については、前述の通り、岸（2020）において示されているが、現在までの経緯としては次の通りである。アビリティワン・プログラムの起源は 1938 年のワグナー・オデイ法であり、この法律は、視覚障害者に連邦政府向け製品の製造に従事する雇用機会を提供することに重点を置いていた。1971 年にこの法律は改正され、ジャビッツ・ワグナー・オデイ法 (JWOD 法) となり、元の法律の範囲を拡大して、重度の障害を持つ人々の雇用も対象とし、また、参加する NPA（非営利団体）が連邦政府へのサービス提供を行うといった事業を拡大することも認められた。2006 年にアビリティワン委員会はプログラムの使命をより的確に反映させるため、AbilityOne という名称を使うことにした<sup>9</sup>。

アビリティワン・プログラムの使命は、「視覚障害者や重度の障害を持つ人々という、アメリカ国内で十分に活用されていない労働力を活用し、連邦政府機関に対し、質の高い、任務遂行に不可欠な製品やサービスを提供することで、質の高い雇用機会を創出する」こととし、理念 (Vision) は「連邦政府機関にとって信頼できる供給元およびサービス提供元であり続けるとともに、視覚障害者や重度の障害を持つ人々に対し、あらゆる経済分野で質の高い雇用機会を創出する」こととしている<sup>10</sup>。

アビリティワン・プログラムの柱となるのは、視覚障害者あるいは重度障害者による製品・サービスの供給・購入体制である。アビリティワン委員会は、これまで全米視覚障害者産業 (National Industries for the Blind) とソースアメリカ (SourceAmerica) の 2

つの中央非営利組織（Central Nonprofit Agencies (CNAs)）をアビリティワン認証組織として指定し、この2つの中央非営利組織が、その他の非営利組織がアビリティワン・プログラムに参加する手助けをし、連邦政府機関からの発注をこうした非営利組織に配分する役割を担っている<sup>11</sup>。アビリティワン・プログラムを通じて製品、サービスを提供する非営利組織（アビリティワン参加非営利組織（AbilityOne-participating nonprofit agencies)）は、2025年度（2024年10月～2025年9月）において全米で約400存在し、アビリティワン・プログラムに基づき視覚障害者あるいは重度障害者によって提供される製品とサービスの米国連邦政府機関による購入額は約41億ドル（約6,465億円）<sup>12</sup>、全米の非営利組織で雇用されている視覚障害者あるいは重度障害者の人数は約41,000人となっている<sup>13</sup>。1938年ワグナー・オデイ法が成立した時からそうであるが、この法律により、米国連邦政府機関にアビリティワン・プログラムを通じて提供される製品とサービスの購入を義務付けている<sup>14</sup>。

### 3.2 テキサス州の WorksWonders プログラム

テキサス州の障害者優先調達制度である WorksWonders プログラムの詳細については、前述の通り、岸（2023）において示されているが、「テキサス障害者から購入するプログラム（Texas Purchasing from People with Disabilities program）」は広く WorksWonders プログラムとも呼ばれており、障害者優先調達の「州使用プログラム

（State Use Program）」を持つ州の中でも歴史が古い。上述した通り、一般的に「州使用プログラム（State Use Program）」と呼ばれている WorksWonders プログラムは、障害者が居住しているコミュニティにおいて障害者に安定した職業リハビリテーションを提供することにより、障害者の自立に向けた移行を支援し、障害者に直接の便益をもたらすものとし、この訓練により、有意義な雇用と公正な賃金につながり、それが障害者の自立を推進することになるとしている<sup>15</sup>。WorksWonders プログラムは、テキサス労働力委員会（Texas Workforce Commission）の管轄で、コミュニティ・リハビリテーション・プログラム（Community Rehabilitation Program, 以下CRP）と呼ばれる非営利組織において雇用されている障害者によって作られる物品や提供されるサービスをテキサス州政府機関と下部行政区画（Political Subdivision）のテキサス州内の郡、市、学区や州立大学等が優先的に購入仕組みである<sup>16</sup>。

WorksWonders プログラムにおいて、テキサス州政府機関とCRPsをつなぐ重要な役割を果たしているのが、中央非営利機関（Central Nonprofit Organization）の WorkQuest である。WorkQuest は、①コミュニティ・リハビリテーション・プログラム（CRP）を募集し、適切な製品とサービスの申請書の作成と提出を支援する、②CRP間で注文を分配する、③CRPsとの契約に関わる一般的な管理を含む、本プログラムの日々の運営の管理とコーディネートを行う、④障害者のためにより多くの援助付き雇用の機会を広めるようにする等の役割を担っている。すなわち、需要側（購入者であるテキサス州政府機関等）と供

給者側（CRP）の間に立ち、発注、販売の全体を管理しており、それだけでなく、CRP への職業訓練の支援も行っている。また、製品やサービスに関して購入者であるテキサス州政府機関等の個別のニーズや要望に合わせた製品やサービスの提供を行うよう CRP との調整の役割も担っている<sup>17</sup>。

WorksWonders プログラムを通じて販売が認められた製品とサービスについては、競争入札の手続きを経ることなく、テキサス州政府機関にとって購入は義務である。ただし、量、質、納期の時間などの 5 つの基準に基づき、WorksWonders プログラムの製品とサービスを購入しない例外的な対応は認められている。量に関しては、WorkQuest が最低購入量を設定し、州政府機関が必要とする量を上回っている時など、質については、WorkQuest の製品やサービスの質が具体的なパフォーマンス基準に達していない時である。納期に関しては、WorkQuest が連絡を受けた後、求められる納期までに製品の納品ができないもしくはサービスを提供できない時としている<sup>18</sup>。

#### 4. EU の社会的責任を考慮した公共調達

岸（2019）、岸（2021）で詳述したように、EU は 2014 年 EU 公共調達指令に基づき、「社会的責任に配慮した公共調達（Socially Responsible Public Procurement, SRPP）を推進している<sup>19</sup>。2021 年に欧州委員会によって公表された「社会を購入すること-公共調達において社会的配慮を考慮に入れるためのガイド 第 2 版（Buying Social - a guide to taking account of social considerations in public procurement (2nd edition)）」によると、社会的責任に配慮した公共調達（SRPP）は、持続可能な発展を推進するとともに、国際的、国家的、地域的、あるいは地域的な社会目標を達成するための強力なツールとなり得るとし、そうした社会的配慮として、公正な雇用機会と社会的包摂の促進、社会的経済組織と社会的企業のための機会の提供、働きがいのある仕事の促進、社会的権利および労働の権利の遵守の確保、すべての人のためのアクセシビリティとデザイン、人権の尊重と倫理的な貿易問題への取り組み等の要素を挙げている<sup>20</sup>。中でも「公正な雇用機会と社会的包摂の促進」に関して、SRPP は、「以下の目標達成に向けた推進力となり得る」とし、目標として、若年層および高齢労働者の雇用機会の創出、ジェンダー平等、長期失業・ホームレス・差別・その他の脆弱性により社会的排除を受けている人々の雇用機会の創出、障害のある人々の社会参加と雇用機会の創出（包括的でアクセスしやすい職場環境の整備を含む）、不利な立場にある人々（例：移民労働者、少数民族出身者、宗教的少数派、低学歴者、貧困や社会的排除のリスクにさらされている人々）の多様性に関する政策の改善・社会的包摂・雇用機会の創出、すべての労働者に対するスキルアップと再訓練の機会の創出を示している<sup>21</sup>。

また、社会的経済組織と社会的企業のための機会の提供に関しては、社会的経済組織や社会企業は、上記のような雇用機会の創出や社会的包摂の実現に貢献し、支出から社会的利益を生み出すことができるとし、例えば、公共調達指令は、就労統合型社会企業や、障

害者または社会的弱者を 30%以上雇用する事業者に契約を優先的に割り当て、社会的包摂を促進する余地を設けていること、公共調達機関に対し、契約を分割して調達することを検討するよう促していること、契約を分割することで、社会的経済組織や社会企業がより容易に契約を締結できるようになる可能性があることを指摘している<sup>22</sup>。

#### 4.1 2014 年 EU 公共調達指令における社会的配慮に関する主要な条

2014 年 EU 公共調達指令における社会的配慮に関わる主な条として、18 条：調達の原則 (Principles of procurement)、20 条：留保契約 (Reserved contracts)、46 条：契約の分割 (Division of contracts into lots)、67 条：落札基準 (Contract award criteria)、71 条：再委託 (Subcontracting) が挙げられる<sup>23</sup>。18 条の 2 項では、経済事業者が公契約の履行において、EU 法、国内法、団体協約または国際的な環境、社会、労働法の規定によって定められた環境、社会、労働法の分野における適用可能な義務を遵守することを確保するために、適切な措置を講じるものとするとして明記している<sup>24</sup>。

##### (1) 20 条 留保契約 (Reserved contracts)

2014 年 EU 公共調達指令 (Directive 2014/24/EU) の 20 条 (Article 20) は留保契約について規定している。入札に参加する事業者を特定の事業者のみに制限し、そうした事業者の中で落札者を選定し、契約を締結することを認めている。すなわち、20 条「留保契約」において、保護作業所と事業者の主な目的が障害者あるいは恵まれない境遇にいる社会的弱者 (Disadvantaged Persons) を社会的、専門的に包摂することとする事業者 (Economic Operators)、もしくは保護された雇用プログラムに契約を留保することができるとし、その条件として、そうした作業所、事業者、雇用プログラム従事者の少なくとも 30%が障害者もしくは恵まれない境遇にいる社会的弱者であることとしている<sup>25</sup>。

##### (2) 67 条 落札基準

2014 年 EU 公共調達指令 (Directive 2014/24/EU) の 67 条は「契約落札基準 (Contract Award Criteria)」を規定している。67 条によると、落札基準は、最も経済的に有利な入札 (Most Economically Advantageous Tender) のみとし、その選択肢として、価格もしくは、ライフ・サイクル・コストのような費用対効果アプローチを用いた費用、公契約の内容 (Subject-Matter) とリンクした質的、環境、社会的側面などの基準に基づく評価を行う最善の価格・質比率 (Best Price-Quality Ratio) を含めることも可能としている<sup>26</sup>。

#### 4.2 EU における社会的責任に配慮した公共調達の事例

こうした 2014 年 EU 公共調達指令の留保契約、社会的要素を含めた落札基準、再委託、契約の分割等に基づき、いわゆる社会条項 (Social Clauses) が契約内容の中に盛り込ま

れることが行われている。以下ではそうした具体的な事例を確認する。

### (1) ブリュッセルにおける欧州委員会によるクリーニング・緑地維持管理

欧州委員会 (European Commission) による 2020 年の報告書によると、2019 年に欧州委員会の社会資本・ロジスティックス事務局が、ブリュッセルにある欧州委員会の 72 の建物のクリーニング、日よけ、カーテンや国旗等のクリーニング、建物内外の植栽物や緑地のメンテナンス等について 4 年間の業務委託契約の入札を実施するとした。欧州委員会の社会資本・ロジスティックス事務局はこの業務委託の入札募集において 2 種類の社会条項を含めたとのことである。1 つ目の社会条項は、契約履行期間中においてクリーニング業務に関わる従業員、すなわち、無期契約 (Permanent)、有期契約 (Temporary) に関わらず全員へ技術、安全、環境に関する訓練を定期的に提供することを求めるものであった。2 つ目の社会条項は、植栽物や緑地の維持管理に関して、就職が特に困難な障害者に対して社会職業統合措置を行うというもので、主契約企業が、少なくとも構成員の 30% が障害者あるいは社会的弱者である作業所等の社会的経済企業への留保契約という形で再委託することを意図したものである。この契約に従事する人々は全体で約 700 名と見込まれており、これらの大半の人々はスキルが低く、かつ、あるいは (and/or)、社会的弱者といった背景を持つ人々であるとしている<sup>27</sup>。

### (2) ベルギー・ワロン地域における公契約の社会条項

ベルギーのワロン地域政府は 2013 年に公契約へ社会条項を含めることを試験的に開始し、2016 年からは一定規模以上の公共調達において、この条項の挿入を義務化している<sup>28</sup>。ワロン地域の社会条項には、2 つのタイプがあり、1 つは「訓練条項 (Training Clause)」で、受注企業に対し、工事期間中に一定時間、障害者や求職者を現場で訓練することを義務付けるものである。もう 1 つは「柔軟な条項 (Flexible Clause)」で、企業の状況に合わせて、企業は研修生 (Trainee) として自社に直接受け入れるか、あるいは特定の業務 (大工仕事、塗装、解体など) を、従業員の 50% 以上が障害者または社会的弱者 (例えば長期失業者) である社会的企業 (Work Integration Social Enterprise, WISE) へ再委託 (下請け) に出すかを定めることができるというものである<sup>29</sup>。

2016 年以降、100 万ユーロ以上の公共工事では社会条項の挿入が義務付けられており、道路工事や下水道、電気設備などの特定のインフラ事業については、75 万ユーロ以上が対象となっている。2021 年のデータによると、「柔軟な条項」の選択率が 75% と高く、社会的企業への再委託が社会条項適用の大きな柱となっている<sup>30</sup>。

また、ワロン地域は、公共調達担当者が入札に社会条項を組み込むのを支援し、企業がそれらの条項を履行することを支援するヘルプデスクとして機能するファシリテーター制度を構築している。いわゆる「社会条項ファシリテーター」は、各関係者からの質問に対する窓口となる各組織内に設置されている。公共機関の場合は支援行政組織、企業の場合

は建設業界連盟で、毎月会合を開き、特定の調達で発生した問題について議論し、解決策を検討するなど、これらのファシリテーターはネットワークとして機能しているとのことである<sup>31</sup>。

具体的な事例として、ワロン地域において道路維持管理を担当する地域公共機関であるワロン地域インフラ整備補助金協会 (La Société wallonne de Financement complémentaire des infrastructures, SOFICO) による「照明計画 4.0 (Lighting Plan 4.0)」が挙げられる<sup>32</sup>。これは、ワロン地域で SOFICO が管理する 2,700 キロメートルに及ぶ道路ネットワークに設置されている公共照明設備の設計、近代化、維持管理に関するもので、このプロジェクトにおいて、1968 年以來、障害者やその他の社会的弱者のために質の高い、持続可能な雇用を創出し維持することを使命としてきた適応型雇用企業 ENTRA は、サプライヤーから部品（ケーブル、遮断器、端子台）を受け取り、作業員（障害者やその他の社会的弱者）がそれらを組み立てて最終的な電気ボックスを製作したとのことである。これらの電気ボックスは、他の企業によってワロン地域の高速道路のすべての電柱に設置されるとしている。また、ENTRA で作業員として働く障害者やその他の社会的弱者は、ENTRA またはその顧客からコーチングとトレーニングを受けている<sup>33</sup>。

## 5. 考察と提言

### 5.1 米国のアビリティワン・プログラムとテキサス州の WorksWonders プログラムからの示唆

まず、米国におけるアビリティワン・プログラムとテキサス州の WorksWonders プログラムは、連邦政府と州政府といった違いはあるものの、その枠組みは類似している。障害者によって製作あるいは提供される物品、サービスは、原則として政府機関は購入することが義務付けられている。米国全土において視覚障害者あるいは重度障害者が雇用されている非営利組織で作られる製品、提供されるサービスは、アビリティワン・プログラムの 2 つの中央非営利組織である、全米視覚障害者産業 (National Industries for the Blind) とソースアメリカ (SourceAmerica) を通じて各非営利組織へ発注され、連邦政府機関によって購入されることになっていること、テキサス州においても、CRP と呼ばれる作業所（日本の就労継続支援 A 型・B 型事業所に近いものと考えられる）で作られる製品や提供されるサービスは、例外事項はあるものの、テキサス州の中央非営利組織である WorkQuest を通じてテキサス州政府機関により購入されることになっている。

一方、日本の障害者優先調達推進法は、国、地方自治体に「努力すること」を求め、すなわち、努力義務にとどまっている。国等の政府機関、地方自治体においてどのような障害者優先調達のプロセスを設定し、障害者優先調達方針を作成するかについては各機関、各地方自治体に任されている。米国の障害者優先調達の仕組み、すなわち、障害者就労施設（米国の場合は非営利組織）による製品・サービスに関して政府機関の購入は原則義務ということから参考になることは、障害者優先調達を一層推進するために、国等のそ

それぞれの政府機関、地方自治体、障害者就労施設等において諸事情があり、容易いことではないことを前提としつつも、法改正を行い原則として政府機関に障害者就労施設等による物品、サービスの購入を義務付けることを将来的には視野に入れることも検討されてもよいであろう。ただし、現行の障害者優先調達推進法の枠組みにおいても、日本の地方自治体の中で参考になる事例は存在し、原則として障害者就労施設等からの購入の検討を行うステップを設けている自治体もある。たとえば、大阪府箕面市の「令和7年度箕面市における障害者事業所等からの物品等の優先調達推進方針」には次の文言が含まれている（下線は筆者により追記したものである）<sup>34</sup>。

#### 「5 優先調達の実施

- (1) 障害者事業所等からの物品等の優先調達にあたっては、予算の適正な支出に配慮しつつ、障害者事業所等から調達可能な物品等については、障害者事業所等から見積を徴収し、障害者事業所等から調達できない場合を除き、障害者事業所等から調達することとする。
- (2) 障害者事業所等から調達できない場合に限り、別紙1の障害者優先調達チェックシート（以下、「チェックシート」という。）を作成することとする。チェックシートは、箕面市会計規則（昭和39年規則第6号）第15条第1項第4号に規定する支出負担行為決定書及び、同条同項第5号に規定する支出負担行為兼支出命令書を起票する際に1枚作成する。
- (3) 支出負担行為決定書を起票した場合は、支出負担行為決定書にチェックシートを貼付し保管する。
- (4) 支出負担行為兼支出命令書を起票した場合は、チェックシートを原課にて保管する。
- (5) 障害福祉室は、チェックシートの確認等により適切な優先調達が実施されているかを確認する。確認の結果、適切な調達を実施していない場合は、担当者等の福祉体験学習への参加等を実施する。」

すなわち、箕面市は全組織を対象として、「障害者事業所等から調達可能な物品等については、障害者事業所等から見積を徴収し、障害者事業所等から調達できない場合を除き、障害者事業所等から調達することとする」としている。また、別紙資料においては、上記のチェックシートについて、「障害者優先調達チェックシート」は、各室（課）長が必ず確認します」としている<sup>35</sup>。また、「適切な調達を実施していない場合は、担当者等の福祉体験学習への参加等を実施する」といったある種の罰則的な文言が調達方針に含まれていることも興味深い。

また、滋賀県の「令和7年度滋賀県による障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進を図るための方針」によると、箕面市のように原則として障害者就労施設から購入するといったことにはしていないが、「第6 調達の目標 令和7年度障害者就労施設等からの調達実績が、各機関1件以上となるよう取り組むものとする（ただし、県外に所在す

る機関を除く。)。」「第7 調達の推進方法 (5) 各機関における調達の促進に向けた働きかけ健康医療福祉部障害福祉課は、年2回、各機関に調達実績を照会し、とりまとめた実績額や取組事例を情報共有するとともに、未調達となっている機関に対して、調達予定の確認、調達困難な理由の聞き取りなどの働きかけを行うことにより各機関の調達を促進する」<sup>36</sup>としており、単に各部署、組織、機関に障害者就労施設等からの購入に努めるように周知するだけではなく、さらに踏み込んだ形で障害者優先調達が自治体内で推進される仕組みを設けていることは、国等の政府機関や他の地方自治体にとって大いに参考になりえる取り組みであり、大変興味深い。ただし、繰り返しになるが、障害者優先調達のさらなる拡大と増加のためには、国の各機関や地方自治体の裁量に委ねる現在の枠組みよりも、国としてのさらに踏み込んだ施策が必要であると考えられる。

また、アビリティワン・プログラム、WorksWonders プログラムともに、中央非営利組織が需要側と供給側をつなぐ大きな役割を果たしている。これらは、日本の地方自治体における共同受注窓口と類似している面もある。ただし、米国の2つの事例における非営利組織の規模と役割をそのまま日本の多くの小規模な共同受注窓口と比較することは難しいが、厚生労働省が、コクヨアンドパートナーズ株式会社とヴァルトジャパン株式会社に委託した「共同受注窓口を通じた全国的受発注支援体制構築事業報告書（令和4年度）」が民需を含めた今後の全国的共同受注窓口の構築に向けての課題について詳細に調査分析を行っており、共同受注窓口の改善に向けて参考となる<sup>37</sup>。たとえば、共同受注窓口の役割を、①職員による営業、②仕事の分配・発注、③納品・サービスの提供の3つに分け、それぞれの課題を示している。職員による営業に関しては、「マーケティング知識・経験不足」、「ビジネススキル・マナーが備わっていない」、「事業所の進捗をタイムリーに把握できていない」、「営業ツールが整っていない」としており、仕事の分配・発注については、「DBが整備されていない」、「受発注システムが機能・確率していない」、「案件毎の参加事業所管理が出来ていない」、「職員が担う責任・職務が明確化されていない」、「タイムマネジメント力が低い」ことが挙げられている。納品・サービスの提供に関しては、「サービス提供後、継続した支援が出来ていない」、「障害者就労施設・事業所への教育」を示している<sup>38</sup>。さらに、その他の課題として、「情報の不足」により、どのような製品・サービスを提供できるのかわからず、逆に受注側の障害者就労支援事業所は、公的機関ではどのような需要があるのかが十分に理解されていない、「需要と供給のミスマッチを解消するためには、官公庁と事業所との相互協力による需要と供給の「摺り合わせ作業」が不可欠。その調整を担うこともまた、共同受注窓口の大きな役割のひとつ」、「仕事や高工賃を自動的に障害者就労支援事業所にもたらず仕組みがない」等が挙げられている<sup>39</sup>。地方自治体において共同受注窓口を外部の法人に委託しているところも少なくなく、また地方自治体によって、予算規模と障害者就労支援施設の数に大きな違いがあること等を踏まえると、共同受注窓口自体の広域化と上記の個々の課題に関する体制強化のための国の施策が望まれる。テキサス州のWorkQuestは全テキサス州政府機関と障害者を雇用しているCRP

との調整を引き受けており、CRP での障害者の職業訓練への支援も行っていることは注目される。特に障害者就労施設が提供する製品、サービスの品質向上、新規の製品への取り組みといったことは共同受注窓口の予算と人員体制と深く関わることから、今後こうした観点からの国による支援は不可欠であると考えられる。

## 5.2 EU の社会的責任を考慮した公共調達の仕事と事例からの示唆

### (1) 公契約における分割発注、再委託の活用

EU の取り組みから得られる日本への示唆は、公契約における社会条項の活用により、① 1 つの契約を複数の契約に分割し、そのうちの特定の契約を留保契約とし、保護作業所と事業者の主な目的が障害者あるいは恵まれない境遇にいる社会的弱者の人々

(Disadvantaged Persons) を社会的、専門的に包摂する事業者 (Economic Operators) と契約することができるとしていること、あるいは、一般の民間事業者が主たる契約者として契約する場合であっても契約の一部をそうした事業者に再委託することができるとしていること、②公契約に社会条項として職業訓練を組み込むことができることが挙げられる。日本の障害者優先調達推進法の第 10 条「公契約における障害者の就業を促進するための措置等」は、「国及び独立行政法人等は、国又は独立行政法人等を当事者の一方とする契約で国又は独立行政法人等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国又は独立行政法人等が対価の支払をすべきもの（以下「公契約」という。）について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。2 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、前項の規定に基づく国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」となっている<sup>40</sup>。すなわち、国・地方自治体等の公契約を通じて障害者の就業を促進するための必要な措置を講ずるよう努めることを求めている。したがって、もしこの条文について広く解釈することができるのであれば、国・地方自治体等が共同受注窓口も含め障害者就労施設等から物品・サービスを直接購入するだけでなく、建設工事等のより広い公契約を通じた障害者就労促進の取り組みも検討に値する。この点においては EU の 2014 年公共調達指令に基づく「社会的責任を果たす公共調達 (Socially Responsible Public Procurement)」の取り組みから、当初からの分割発注や社会条項の活用による障害者就労施設への再委託が検討されてもよいだろう。

2009 年 9 月に全国で初めて公契約条例が千葉県野田市において制定され、その後、全国の地方自治体に広がりつつある<sup>41</sup>。日本においては、最低賃金法に基づく地域の最低賃金を上回る下限報酬額を設定する「賃金条項」を持つ公契約条例が特に注目されてきたが、一方で、当初から社会価値の実現を公契約条例の理念、目的の 1 つとしている地方自治体もある。たとえば、愛知県の公契約条例においては、第 1 条に「社会的価値の実現」の文

言が含まれ、第8条は「事業者の社会的な価値の実現に資する取組の勘案」について示しており、「知事等は、公契約の締結に当たっては、その目的及び内容に応じ、事業者に係る次に掲げる事項を勘案するものとする」とし、第2項で「障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っている。」としている<sup>42</sup>。公契約条例を制定した地方自治体の中で社会的価値実現の取り組みの1つとして障害者雇用を含めている地方自治体は複数あるが、通常は、入札において総合評価一般競争入札を適用し、環境や障害者雇用などの社会的価値それぞれの項目について配点・加点を行うといったものである。ここで重要なことは、障害者優先調達推進法の意図することをより広く公契約に適用することを検討することである。公契約条例を既に制定し、賃金条項の有無に関わらず、社会的価値の実現が盛り込まれているのなら、公契約条例を基に公契約におけるさらなる社会条項の適用が検討されてもよい。また、公契約条例を持たない地方自治体であっても、公契約に社会条項を含めるための措置が検討されてもよいだろう。具体的には、1つの公契約の中に障害者就労施設への再委託を予め組み込むこと、それも建設工事等の公契約の中に障害者就労施設への再委託を組み込むことがより一層検討されてもよいと考える。多くの地方自治体において、公契約の再委託は原則禁止となっているが、たとえば、大分市は、「障害者就労施設等の経営基盤の強化を図るため、本市と契約を締結した施設維持管理業務委託について、大分市障害者就労施設等への再委託を認める」「平成30年4月1日以降に本市と契約を締結した施設維持管理業務委託に適用」することを大分市のホームページにおいて公表している<sup>43</sup>。こうした形で地方自治体のホームページにおいて公契約の一部について障害者就労施設への再委託を認めることを明確にしている自治体は珍しい。これは、上述したように、公契約の中に予め障害者就労施設への再委託をより広く組み込むことにも通じうる。

また、建設工事と福祉を連携させる「建福連携」の動きもみられる。香川県高松市にある株式会社オリビオは就労継続支援A型事業所の指定を受けており、建設現場で用いられる吊りボルトのカット作業、ナット・ハンガーの取り付け作業、鋼製下地材のカット作業、石膏ボードのカット作業、建設現場の仮設設備のデザインを請け負ったことが公表されている<sup>44</sup>。現在公表されている資料からは、公契約か民契約か、再委託かどうかはわからないが、こうした建設工事における作業の一部を障害者就労施設が受注することができるよう、分割発注もしくは再委託について、国、地方自治体が建設事業の発注の段階で検討することが重要であろう。

別の「建福連携」の事例として、静岡土木事務所が障害のある人の自立や就労を支援する団体に麻機遊水地の堤防除草業務を委託したことが挙げられる<sup>45</sup>。静岡県広報課によるウェブサイト「しずおかメディアチャンネル」および建通新聞電子版によると、2025年10月、静岡県の組織である静岡土木事務所は特定随意契約制度を活用して静岡市にある麻機遊水地の堤防除草業務を試験的に発注し、認定特定非営利活動法人オールしずおかベストコミュニティと契約、オールしずおかベストコミュニティの呼び掛けに応じて就労継続

支援B型事業所「nanaairo」の職員と通所者が堤防除草の作業を行ったとのことである<sup>46</sup>。こうした「建福連携」の公表事例はまだ限られているが、上記のEUの社会的責任を考慮した公共調達と通じるものがあり、今後、建設工事を含む公契約に障害者就労施設を含める参考となりうる。

## (2) 公契約における社会条項による職業訓練

上述の通り、EUの社会的責任を考慮した公共調達による障害者優先調達の仕組みの1つとして、公契約に障害者や社会的弱者への職業訓練を社会条項として盛り込むということがある。これについては日本の現行の法制度上、早急な実現は難しいと考えられるが、これに近い取り組みは日本にも存在している。岸(2019)において示されているように、清掃業務委託に総合評価一般競争入札方式を他の地方自治体に先駆けて導入したのは大阪府である。「行政の福祉化」という名のもと、2003年度に大阪府の本庁舎をはじめ、大阪府が所有する施設に関する清掃等業務の民間への発注において、評価項目に「障がい者」、「ひとり親家庭の父母の雇用」などを盛り込んだ総合評価一般競争入札制度を全国の地方自治体で初めての取り組みとして実施し、現在まで継続している<sup>47</sup>。この取り組みにおいて重要なことは、大阪府が中間支援組織のエル・チャレンジ(大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合)に障害者による清掃業務の就労訓練を随意契約によって委託し、これにより障害者が就労訓練を受けた後、大阪府の総合評価一般競争入札に応募する企業での雇用へつながる仕組みを作ったことである<sup>48</sup>。民間事業者が入札に参加する公契約とは別に随意契約で清掃業務の就労訓練を行うといった点で、上記のEUの事例とは異なるものの、総合評価一般競争入札方式による公契約とセットでの取り組みであることは斬新かつ興味深い。ただし、エル・チャレンジのような中間支援組織による随意契約に基づく就労訓練を経て、公契約を通じて一般雇用につなげる取り組みは全国的に広まっているとは言い難く、今後はEUのように社会条項を用いて1つの公契約の中の契約の一部を障害者就労施設の通所者の就労訓練を予め組み込むことが検討されてもよいと考えられる。こうした取り組みは清掃業務のみならず、上で述べた「建福連携」のように建設工事といった他分野への公契約にも適用可能であろう。

## 6. 今後の検討課題

本稿では、米国とEUの障害者優先調達の仕組みや事例から得られる示唆に基づき、日本における障害者優先調達を一層推進するために必要と考えられる施策について考察と提言を行った。ただし、日本の現行の法制度との関係について、本稿において調査分析を示していないため、この点については今後の検討課題としたい。

[注]

<sup>1</sup> e-Gov 法令検索「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法

律（平成二十四年法律第五十号）」

<sup>2</sup> 厚生労働省「令和6年度工賃（賃金）の実績について」

<sup>3</sup> 厚生労働省「平成25年4月から障害者優先調達推進法がスタートします。」

<sup>4</sup> e-Gov 法令検索「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）」および、厚生労働省「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要」

<sup>5</sup> 厚生労働省ホームページ「就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ」

<sup>6</sup> 厚生労働省「令和6年度工賃（賃金）の実績について」

<sup>7</sup> 岸 道雄「米国アビリティワン・プログラムによる障害者優先調達の仕組みと現状」『政策科学』第3号27巻、立命館大学政策科学会、2020年および、岸 道雄「米国テキサス州の障害者優先調達の取り組みと現状」『地域情報研究』第12号、立命館大学地域情報研究所、2023年

<sup>8</sup> 米国の他の州においても、State use program といったテキサス州と同様の障害者優先調達のプログラムを持つ州がある。State Use Programs Association (SUPRA)ホームページによると、SUPRAの加盟メンバーとして、テキサス州を含む20州と各州の組織名が書かれている（State Use Programs Association (SUPRA) homepage “SUPRA Members”）。また、National Council on Disability（2018）の記述によると、全米50州のうち、障害者を対象とした州使用プログラム（State Use Program）は47州に存在している（National Council on Disability, “National Disability Employment Policy, From the New Deal to the Real Deal: Joining the Industries of the Future” 2018, p.52）。

<sup>9</sup> U.S. AbilityOne Commission “Fiscal Year 2025 Performance and Accountability Report” p.2.

<sup>10</sup> 同上

<sup>11</sup> 同上、p.4.

<sup>12</sup> 2026年3月20日三井住友銀行の円・米ドルTTSレート、1ドル=157.68円で換算。

<sup>13</sup> U.S. AbilityOne Commission homepage および、U.S. AbilityOne Commission “Fiscal Year 2025 Performance and Accountability Report” p.1.

<sup>14</sup> U.S. AbilityOne Commission “Mandatory Source Requirement”, 2011.

<sup>15</sup> 岸（2023）96頁

<sup>16</sup> 同上

<sup>17</sup> 岸（2023）97-98頁および、WorkQuset “State Use WorksWonders Program Purchaser’s Guide”, 2020, p.3.

<sup>18</sup> 岸（2023）97頁

<sup>19</sup> 岸 道雄「地方自治体の公共調達における社会的価値を考慮した総合評価方式に関する一考察：障害者雇用に焦点を当てて」『地域情報研究』第8号、立命館大学地域情報研究所、2019年および、岸 道雄「EU諸国における社会的責任を考慮した公共調達の取り組みの現状：留保契約とオランダのソーシャル・リターンを中心に」『地域情報研究』第10

号、立命館大学地域情報研究所、2021年。なお、2026年3月現在、2014年EU公共調達指令の改正の動きが最終局面にあり、「欧州調達法（Public Procurement Act）」という新たな枠組みに向けて、取り組みが進みつつある。2026年第2四半期（4月～6月）に「欧州調達法」の立法提案が欧州議会において行われる予定となっている（European Parliament homepage “Legislative Train Schedule”）。

<sup>20</sup> European Commission “Buying Social - a guide to taking account of social considerations in public procurement (2nd edition)”, 2021, p.6 and pp. 8-11.

<sup>21</sup> 同上, p.9.

<sup>22</sup> 同上

<sup>23</sup> Directive 2014/24/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on public procurement and repealing Directive 2004/18/EC Text with EEA relevance.

<sup>24</sup> Article 18 of Directive 2014/24/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on public procurement and repealing Directive 2004/18/EC Text with EEA relevance.

<sup>25</sup> Article 20 of Directive 2014/24/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on public procurement and repealing Directive 2004/18/EC Text with EEA relevance. なお、Directive 2014/24/EUの説明36（Recital 36）において、留保契約の意義に関して、「雇用と職業は社会への統合に貢献し、すべての人に平等な機会を保障する上で重要な要素である。この点において、保護作業所は重要な役割を果たすことができる。障害者や社会的弱者（失業者、社会的弱者グループ、その他の社会的に疎外されたグループなど）の社会的・職業的統合または再統合を支援することを主な目的とする他のソーシャルビジネスについても同様である。しかしながら、こうした作業所やビジネスは、通常の競争条件下では契約を獲得できない可能性がある。したがって、加盟国が公共契約の入札手続き、あるいはその一部について、こうした作業所やビジネスに参画する権利を留保したり、保護雇用プログラムの枠組みの中で契約の履行を留保したりできるようにすることが適切である」としている。

<sup>26</sup> Article 67 of Directive 2014/24/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on public procurement and repealing Directive 2004/18/EC Text with EEA relevance.

<sup>27</sup> European Commission “Making socially responsible public procurement work: 71 good practice cases”, 2020, pp. 35-37.

<sup>28</sup> European Commission “Buying for social impact. Good practice from around the EU”, 2019, p.16.

<sup>29</sup> European Commission Green Forum homepage “Measuring the impact of social clauses in public works contracts in Wallonia Case study of Wallonia, Belgium (2023)”および、European Commission “Buying Social - a guide to taking account of social considerations in public procurement (2nd edition)”, 2021, p.86

- <sup>30</sup> 同上
- <sup>31</sup> European Commission “Buying for social impact. Good practice from around the EU”, 2019, p.16.
- <sup>32</sup> European Association of Service providers for Persons with Disabilities (EASPD) “Socially Responsible Public Procurement (SRPP) for the Employment of Persons with Disabilities”, 2023, p.28.
- <sup>33</sup> 同上
- <sup>34</sup> 箕面市「令和7年度箕面市における障害者事業所等からの物品等の優先調達推進方針」2頁
- <sup>35</sup> 箕面市健康福祉部障害福祉室「障害者就労事業所等からの物品等の優先調達の推進について」2025年、6頁
- <sup>36</sup> 滋賀県「令和7年度滋賀県による障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進を図るための方針」2025年、2-3頁
- <sup>37</sup> コクヨアンドパートナーズ株式会社・ヴァルトジャパン株式会社「共同受注窓口を通じた全国的受発注支援体制構築事業報告書（令和4年度）」2022年
- <sup>38</sup> 同上、35頁
- <sup>39</sup> 同上
- <sup>40</sup> e-Gov 法令検索「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）」
- <sup>41</sup> 一般財団法人 地方自治研究機構ホームページ「公契約条例」
- <sup>42</sup> 愛知県ホームページ「愛知県公契約条例」
- <sup>43</sup> 大分市ホームページ「大分市障害者就労施設等への再委託について」
- <sup>44</sup> 株式会社 OLIVIO 代表取締役 福原孝悟「建福連携事業について～建設・福祉の課題解決に向けて～」国土交通省「「働きやすく働きがいのある建設産業の実現に向けた全国会議」資料、2025年9月30日
- <sup>45</sup> しずおかメディアチャンネルホームページ「【建設業×福祉】障害のある人達が堤防除草に挑戦ー地域を支える新しいかたちー」
- <sup>46</sup> 同上および、建通新聞電子版「静岡土木が建福連携推進 麻機遊水地堤防除草を就労支援事業所に」2026年2月27日
- <sup>47</sup> 岸（2019）7-8頁および、大阪府ホームページ「行政の福祉化」
- <sup>48</sup> エル・チャレンジホームページ「エル・チャレンジのあゆみ」および、大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業共同組合 編著『エル・チャレンジ 入札制度にいだんだ障害者雇用』解放出版、2005年

#### 参考文献・資料

愛知県ホームページ「愛知県公契約条例」

<[https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/272600\\_959240\\_misc.pdf](https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/272600_959240_misc.pdf)>

e-Gov 法令検索「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律  
(平成二十四年法律第五十号)」

<<https://laws.e-gov.go.jp/law/424AC1000000050>>

一般財団法人 地方自治研究機構ホームページ「公契約条例」

<[https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/099\\_public\\_contract.htm](https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/099_public_contract.htm)>

エル・チャレンジホームページ「エル・チャレンジのあゆみ」

<<https://l-challenge.com/outline/history.html>>

大分市ホームページ「大分市障害者就労施設等への再委託について」

<<https://www.city.oita.oita.jp/o007/saiitaku-panfu.html>>

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業共同組合 編著『エル・チャレンジ 入札制度に  
いどんだ障害者雇用』解放出版、2005 年

大阪府ホームページ「行政の福祉化」

<<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090010/fukushisomu/gyousei-fukushika/index.html>>

株式会社 OLIVIO 代表取締役 福原孝悟「建福連携事業について～建設・福祉の課題解決  
に向けて～」国土交通省「働きやすく働きがいのある建設産業の実現に向けた全国会  
議」資料、2025 年 9 月 30 日

<[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001913666.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001913666.pdf)>

岸 道雄「地方自治体の公共調達における社会的価値を考慮した総合評価方式に関する一  
考察：障害者雇用に焦点を当てて」『地域情報研究』第 8 号、立命館大学地域情報研究  
所、2019 年

<<https://www.ritsumei.ac.jp/research/rdiri/file/kiyou/8-1.pdf>>

岸 道雄「米国アビリティワン・プログラムによる障害者優先調達の仕組みと現状」『政策  
科学』第 3 号 27 巻、立命館大学政策科学会、2020 年

<<https://ritsumei.repo.nii.ac.jp/records/13147>>

岸 道雄「EU 諸国における社会的責任を考慮した公共調達の取り組みの現状：留保契約  
とオランダのソーシャル・リターンを中心に」『地域情報研究』第 10 号、立命館大学地  
域情報研究所、2021 年

<<https://www.ritsumei.ac.jp/research/rdiri/file/kiyou/10-7.pdf>>

岸 道雄「米国テキサス州の障害者優先調達の取り組みと現状」『地域情報研究』第 12  
号、立命館大学地域情報研究所、2023 年

<<https://www.ritsumei.ac.jp/research/rdiri/file/kiyou/12-7.pdf>>

建通新聞電子版「静岡土木が建福連携推進 麻機遊水地堤防除草を就労支援事業所に」  
2026 年 2 月 27 日

<[https://digital.kentsu.co.jp/articles/artcl\\_rglr/01KHX30CRA8AP8CB74KPGV3ABB](https://digital.kentsu.co.jp/articles/artcl_rglr/01KHX30CRA8AP8CB74KPGV3ABB)>

厚生労働省「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の  
概要」

<[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/)>

[yuusenouchoutatsu/dl/hou\\_gaiyo.pdf](#)>

厚生労働省「就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ」

<<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001379219.pdf>>

厚生労働省「平成 25 年 4 月から障害者優先調達推進法がスタートします。」

<[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/yuusenouchoutatsu/dl/pamphlet.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/yuusenouchoutatsu/dl/pamphlet.pdf)>

厚生労働省「令和 6 年度工賃（賃金）の実績について」

<<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001637154.pdf>>

コクヨアンドパートナーズ株式会社・ヴァルトジャパン株式会社「共同受注窓口を通じた全国的受発注支援体制構築事業報告書（令和 4 年度）」2022 年

<<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001004084.pdf>>

滋賀県「令和 7 年度滋賀県による障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進を図るための方針」2025 年

<<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5539835.pdf>>

しずおかメディアチャンネルホームページ「【建設業×福祉】障害のある人達が堤防除草に挑戦－地域を支える新しいかたち－」

<[https://fmc.pref.shizuoka.jp/article\\_post/9194/](https://fmc.pref.shizuoka.jp/article_post/9194/)>

箕面市「令和 7 年度箕面市における障害者事業所等からの物品等の優先調達推進方針」

<<https://www.city.minoh.lg.jp/syougai/fukushi/documents/r7yuusentyoutatusuisinnhousin.pdf>>

箕面市健康福祉部障害福祉室「障害者就労事業所等からの物品等の優先調達の推進について」2025 年

<<https://www.city.minoh.lg.jp/syougai/fukushi/documents/r7suisinnnituite.pdf>>

Directive 2014/24/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on public procurement and repealing Directive 2004/18/EC Text with EEA relevance.

<<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2014/24/oj/eng>>

European Association of Service providers for Persons with Disabilities (EASPD) “Socially Responsible Public Procurement (SRPP) for the Employment of Persons with Disabilities”, 2023.

<[https://easpd.eu/fileadmin/user\\_upload/eureco/Reports/CORESP\\_WP2\\_D2.1\\_SRPP\\_for\\_Employment.pdf](https://easpd.eu/fileadmin/user_upload/eureco/Reports/CORESP_WP2_D2.1_SRPP_for_Employment.pdf)>

European Commission “Buying for social impact. Good practice from around the EU”, 2019.

<<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/3498035f-5137-11ea-aece-01aa75ed71a1>>

European Commission “Buying Social - a guide to taking account of social considerations in public procurement (2nd edition)”, 2021.

<<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/45767>>

European Commission “Making socially responsible public procurement work: 71 good practice cases”, 2020.

<<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/e8cf51d0-f632-11ea-991b-01aa75ed71a1>>

European Commission Green Forum homepage “Measuring the impact of social clauses in public works contracts in Wallonia Case study of Wallonia, Belgium (2023)”

<[https://green-forum.ec.europa.eu/green-business/green-public-procurement/good-practice-library/measuring-impact-social-clauses-public-works-contracts\\_en#:~:text=The%20Network%20of%20Social%20Clause%20Facilitators%20meets%20once%20a%20month,the%20end%20of%20the%20contract.>](https://green-forum.ec.europa.eu/green-business/green-public-procurement/good-practice-library/measuring-impact-social-clauses-public-works-contracts_en#:~:text=The%20Network%20of%20Social%20Clause%20Facilitators%20meets%20once%20a%20month,the%20end%20of%20the%20contract.>)

European Parliament homepage “Legislative Train Schedule”

<<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/>>

National Council on Disability, “National Disability Employment Policy, From the New Deal to the Real Deal: Joining the Industries of the Future” 2018.

<[https://www.ncd.gov/assets/uploads/reports/2018/ncd\\_new\\_deal\\_to\\_real\\_deal.pdf](https://www.ncd.gov/assets/uploads/reports/2018/ncd_new_deal_to_real_deal.pdf)>

State Use Programs Association (SUPRA) homepage “SUPRA Members

<<https://supra.cc/supra-members/>>

U.S. AbilityOne Commission homepage

<<https://www.abilityone.gov/index.html>>

U.S. AbilityOne Commission “Fiscal Year 2025 Performance and Accountability Report”

<<https://www.abilityone.gov/commission/documents/U.S.%20AbilityOne%20Commission%20FY25%20PAR%2016Mar2026a%20updated%20signed.pdf>>

U.S. AbilityOne Commission “Mandatory Source Requirement”, 2011.

<[https://abilityone.gov/commission/documents/03.02.Mandatory%20Source%20Requirement%20Presentation\\_1-11-12.pdf](https://abilityone.gov/commission/documents/03.02.Mandatory%20Source%20Requirement%20Presentation_1-11-12.pdf)>

WorkQuest “State Use WorksWonders Program Purchaser’s Guide”, 2020.

<[https://workquest.com/wp-content/uploads/2020-V12A\\_PurchasersGuidePacket.pdf](https://workquest.com/wp-content/uploads/2020-V12A_PurchasersGuidePacket.pdf)>

※ウェブサイトおよびウェブサイトを通じて入手した文献・資料の最終閲覧日は、すべて2026年3月20日である。